

○早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付要綱

平成8年3月29日

告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、テレビ放送の難視聴地域の解消や、有線放送施設の設置又は修繕による地域の情報化に要する経費の助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象とするものは、次のとおりとする。

- (1) テレビ放送の難視聴を解消する。
 - ア 放送共同受信施設の設置
 - イ CATVの加入
 - ウ 衛星放送共同受信設備の設置及び個々の衛星放送受信設備の設置
- (2) 有線放送施設の設置及び修繕

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、算出された金額が100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) テレビ放送共同受信施設の設置
総事業の2分の1に相当する額
- (2) CATVの加入
補助対象の限度額10万円の2分の1に相当する額
- (3) 衛星放送共同受信施設の設置
補助対象の限度額10万円の2分の1に相当する額
- (4) 個々の衛星放送受信設備の設置
補助対象の限度額4万円の2分の1に相当する額
- (5) 有線放送施設の設置及び修繕
総事業費の3分の2に相当する額(ただし、施設の一部修繕等については、

2分の1の額とする。)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、施設の設置又は修繕を行う前に補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第2条(1)イウに該当するものについては、加入又は設置後の交付申請も可とする。ただし、この場合、必ず交付申請書に領収書を添付しなければならないものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項及び第2項による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の不交付決定)

第6条 補助金交付申請書に対し、不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)を送付する。

(補助金交付決定の取消し)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号に該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条例に違反した場合

(補助金の返還)

第8条 前条による補助金の交付決定を取り消した場合及び次条による申請の取下げがあった場合で、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させる。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、交付決定に係わる申請の取下げ

をしようとするときは、通知を受けた日から20日以内に、補助金交付申請取下届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(処分等の制限)

第10条 補助金の交付に係る施設は、町の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(補助金交付申請の変更)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、事情の変更により、申請内容を変更しようとするときや補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した補助金交付申請の変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(事故の報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第6号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助事業が完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに前項に準ずる報告書を町長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第14条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決

定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助金の額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

3 第2条(1)イウに該当するものについては、交付の決定通知後に前項の請求書を提出し、補助金の支払を受けることができる。

(その他)

第16条 補助金の交付に関するその他必要事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年告示第4号)

この要綱は、平成11年9月1日から適用する。

附 則(平成30年告示第1号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第55号)

この告示は、令和8年9月11日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

早川町長 殿

住所
氏名 印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付申請書

早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金額 円
- 2 施設の設置又は修繕に要する総金額 円
- 3 交付を受けようとする区分
 - ☐ (1) テレビ放送の難視聴解消
 - ☐ ア 放送共同受信施設の設置
 - ☐ イ CATV の加入
 - ☐ ウ 衛星放送受信施設の設置
 - ☐ (2) 有線放送施設の設置
- 4 添付書類
 - (1) 事業概要書
 - 第 2 条の(1)イウについては不要
 - (2) 施設設置又は修繕に要する経費の見積書の写し
 - 第 2 条の(1)イウについては見積書又は領収書の写し
 - (3) 整備される施設が確認できるもの
 - 第 2 条の(1)イウについては不要

別紙

事業の概要書

代表者氏名	
事業の概要	
施設の設置場所	
着 工 予 定 日	
完 了 予 定 日	

資金計画
(円)

収 入		支 出	
財源内訳	金 額	経費区分	事 業 費
補助金(予定)額		施設・設備費	
自己負担額	予 算 額		
自己資金			
借 入 金			
そ の 他		そ の 他	
小 計			
合 計		合 計	

備 考

様式第 2 号(第 5 条関係)

番 号
年 月 日

殿

早川町長

印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付決定通知書

早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付要綱に違反する行為を行ったときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

様式第 3 号(第 6 条関係)

番 号
年 月 日

殿

早川町長

印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金不交付決定通知書

早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の理由で不交付とします。

記

1 理由

(教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、早川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に町を被告として甲府地方裁判所に(訴訟において町を代表する者は町長となります。)当該訴えを提起することができます。

様式第 4 号(第 9 条関係)

年 月 日

早川町長 様

住所
氏名 印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付申請取下届出書

年 月 日付、第 号で交付決定通知のあった早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金については、下記の理由で補助金申請を取り下げします。

記

1 理由

様式第 5 号(第 11 条関係)

年 月 日

早川町長 様

住所
氏名 印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付申請の変更申請書

年 月 日付、第 号で交付決定通知のあった早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置事業の一部を変更する必要がありますので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の交付を受けようとする補助金額 円
- 5 変更後の施設に要する総金額 円
- 6 添付書類
変更のわかる施設に要する経費の見積書等

様式第 6 号(第 12 条関係)

年 月 日

早川町長 殿

住所

氏名

印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助事業事故報告書

年 月 日付、第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金について、下記の事故が発生したので、早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

早川町長 殿

住所

氏名

印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助事業実績（年度終了）報告書

年 月 日付、第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金に係る補助事業は、完了（完了
せずに年度終了）しましたので、 年度における実績について下記のと
おり報告します。

記

1 事業の実施状況

施設の場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

2 事業収支総括表

収 入		支 出	
財源内訳	金 額	経費区分	事業費（実績）
補助金交付決定額		施設・設備費	
自己負担額	実 績 額		
自己資金			
借 入 金			
そ の 他		そ の 他	
小 計			
合 計		合 計	

3 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第 8 号(第 14 条関係)

年 月 日

殿

早川町長

印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助事業費補助金について、下記のとおり確定したので、早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交 付 確 定 額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃 借 費	
事 務 費	
合 計	

様式第 9 号(第 15 条関係)

年 月 日

早川町長 殿

住所
氏名 印

年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付、第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金の精算（概算）払を受けたいの
で、早川町テレビ難視聴及び有線放送施設設置補助金交付要綱第 15 条第 2 項の
規定により、下記のとおり請求します。

1 請求金額 金 円也

2 内 訳

交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①－②

【口座振替先】

振込先金融機関：

口座種別： 普通 ・ 当座

口座番号：

口座名義：
()

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第14条関係)

様式第9号(第15条関係)